

令和6年6月27日（木曜）

議事日程 第7号

令和6年6月27日（木曜）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 第 1 | 議第137号 | 令和6年度熊本市一般会計補正予算 |
| 第 2 | 議第138号 | 同 国民健康保険会計補正予算 |
| 第 3 | 議第139号 | 同 後期高齢者医療会計補正予算 |
| 第 4 | 議第140号 | 同 病院事業会計補正予算 |
| 第 5 | 議第141号 | 専決処分の報告について |
| 第 6 | 議第142号 | 熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について |
| 第 7 | 議第143号 | 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 第 8 | 議第144号 | 熊本市税条例の一部改正について |
| 第 9 | 議第145号 | 熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 第 10 | 議第146号 | 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 第 11 | 議第147号 | 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 12 | 議第148号 | 熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 13 | 議第149号 | 熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について |
| 第 14 | 議第150号 | 熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について |
| 第 15 | 議第151号 | 熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について |
| 第 16 | 議第152号 | 熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について |
| 第 17 | 議第153号 | 市道の認定について |
| 第 18 | 議第154号 | 同 |

第 19	議第155号	同
第 20	議第156号	同
第 21	議第157号	同
第 22	議第158号	同
第 23	議第159号	同
第 24	議第160号	同
第 25	議第161号	同
第 26	議第162号	同
第 27	議第163号	同
第 28	議第164号	同
第 29	議第165号	同
第 30	議第166号	同
第 31	議第167号	同
第 32	議第168号	同
第 33	議第169号	同
第 34	議第170号	同
第 35	議第171号	市道の廃止について
第 36	議第172号	同
第 37	議第173号	同
第 38	議第174号	同
第 39	議第176号	和解の成立について
第 40	議第177号	調停の成立について
第 41	議第178号	山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更 に伴う財産処分について
第 42	議第179号	工事請負契約締結について
第 43	議第180号	同
第 44	議第181号	同
第 45	議第182号	同
第 46	議第183号	同
第 47	議第184号	同
第 48	議第185号	同
第 49	議第186号	工事請負契約締結について
第 50	請願第 2号	現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見 書に関する請願
第 51	「議第175号訴えの提起について」	に対する継続審査の件
第 52	議第188号	監査委員の選任同意について
第 53	議第189号	固定資産評価員の選任同意について

第 54	諮第	1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第 55	諮第	2号	同
第 56	発議第	4号	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書について
第 57	発議第	5号	地方財政の充実・強化に関する意見書について
第 58	発議第	6号	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書について
第 59	発議第	7号	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書について
第 60	発議第	8号	企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書について

午前10時00分 開議

○寺本義勝議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○寺本義勝議長 日程に入るに先立ちまして御報告いたします。
提出された請願は、厚生委員会に付託いたしました。

令和6年
第2回定例会 委員会付託議案一覧表

厚生委員会

請願第 2号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書に関する請願

○寺本義勝議長 以上、御報告いたします。

○寺本義勝議長 日程第1ないし日程第50を一括議題といたします。

順次関係委員長の報告を求めます。

予算決算委員長の報告を求めます。紫垣正仁議員。

〔予算決算委員長 紫垣正仁議員 登壇〕

○紫垣正仁議員 予算決算委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

審査の経過といたしましては、まず、6月19日に各分科会を開催し、詳細審査を行った後、6月25日、締めくくり質疑を行いました。

その内容といたしましては、議第137号「令和6年度熊本市一般会計補正予算」中、公共交通キャッシュレス決済環境構築費助成について、公文書館整備について、以上

の事項について意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第140号、議第144号、議第145号、以上3件については、いずれも全員異議なく可決、議第137号ないし議第139号、以上3件については、いずれも賛成多数により可決、議第141号については、賛成多数により承認すべきものと決定いたしました。

なお、議第137号については、採決の後、小佐井委員、平江委員、山内委員及び浜田委員の連名にて附帯決議案が提出され、公共交通キャッシュレス決済環境構築費助成事業について、執行部に対し、

1、システム更新費用について、同様の問題を抱える他の自治体と連携し、補助制度の対象とするよう、引き続き国へ要望を行うこと。

2、全国交通系ICカード決済システム開発事業者に対し、所要の経費の引き下げに向けた協議を要請すること。

3、多様な決済システムの構築や利用者の利便性向上を目指し、本予算の助成対象となる事業者との協議を進めること。

4、熊本市電のキャッシュレス決済システムについては、地域公共交通の在り方との整合性を図り、多角的な検証を進め、システム構築について慎重かつ丁寧に検討すること。

以上の事項に特段の留意を求めるとし、採決いたしました結果、全員異議なく附帯決議を付することと決定いたしました。

これをもちまして、予算決算委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 予算決算委員長の報告は終わりました。

総務委員長の報告を求めます。小佐井賀瑞宜議員。

〔総務委員長 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 総務委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第142号、議第143号、議第179号ないし議第186号、以上10件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 総務委員長の報告は終わりました。

教育市民委員長の報告を求めます。田島幸治議員。

〔教育市民委員長 田島幸治議員 登壇〕

○田島幸治議員 教育市民委員会に付託を受けました議第177号「調停の成立について」は、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決しました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、教育市民委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 教育市民委員長の報告は終わりました。

厚生委員長の報告を求めます。吉村健治議員。

〔厚生委員長 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 厚生委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました各号議案につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、議第146号ないし議第149号、以上4件につきましては、いずれも全員異議なく可決、請願第2号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

これをもちまして、厚生委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 厚生委員長の報告は終わりました。

環境水道委員長の報告を求めます。三森至加議員。

〔環境水道委員長 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 環境水道委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第150号、議第178号、以上2件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、環境水道委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 環境水道委員長の報告は終わりました。

経済委員長の報告を求めます。日隈忍議員。

〔経済委員長 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 経済委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第151号「熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」は、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、経済委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 経済委員長の報告は終わりました。

都市整備委員長の報告を求めます。平江透議員。

〔都市整備委員長 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 都市整備委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第152号ないし議第174号、議第176号、以上24件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、都市整備委員長の報告を終わります。

○寺本義勝議長 都市整備委員長の報告は終わりました。

以上で関係委員長の報告は終わりました。

これより、予算決算委員会を除く各常任委員会の審査議案に関し、質疑を行います。菊地渚沙議員より、経済委員会の審査議案に関し質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。菊地渚沙議員。

〔5番 菊地渚沙議員 登壇〕

○菊地渚沙議員 議第151号「熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について」質疑します。

通常工場を新規建設する場合は、工場立地法とその準則の規定により敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の規制を受けることとなります。ただし、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に基づいて、県・市共同作成の基本計画で指定した工場立地特例対象区域においては、この規制の基準を条例で定めたものに緩和することができます。

今回の改正は、第2期熊本県地域未来投資促進基本計画において、新たに本市の工場立地特例対象地域を追加するためのものであり、TSMCの熊本進出を契機とし、民間の整備事業者と連携して半導体関連産業の集積に向けた整備になっていると企業立地推進課から聞いております。

新たに東区戸島町と北区改寄町が適用区域に追加となり、工場を建てる際の緑地面積と環境施設面積の割合が緩和されます。具体的に緑地面積は20%から10%に、環境施設面積は25%から15%に緩和されます。

この影響として考えられるのは、このまま面的開発が進みますと、雨水が浸透する土地が減少し、熊本市民の飲用水である地下水に影響を与えるのではないかとということです。

本市は、熊本県地下水保全条例において重点地域に指定されております。熊本県地下水保全条例第35条の3の条文には、開発行為に伴う地下水涵養への配慮では、5ヘクタール以上の開発には、地下水の涵養について配慮を求め、水利用に関する計画及び地下水涵養に関する計画を作成することと定めており、また、熊本県地下水保全条例の地下水涵養指針では、地下水の許可採取者に対しては、採取量の100%以上地下水涵養を義務づけております。

今回追加された3つの地区それぞれの開発面積は、戸島町北地区、21ヘクタール、戸島町東地区、8ヘクタール、北熊本スマートインターチェンジ西地区、16ヘクタールとなっています。いずれも5ヘクタール以上の開発になりますので、地下水の収支上、地下水採取と同様の環境への負荷を及ぼす面的開発における地下水保全対策として、熊本県地下水保全条例35条の3が適用され、開発者には、実績報告が義務づけられてはいないものの、地下水涵養計画を提出する義務が生じます。

また、地域未来投資促進基本計画の8、環境の保全その他地域経済牽引事業の促進

に際し配慮すべき事項を踏まえた対応としましても、可能な限り自然環境に影響を与えないように十分に配慮する必要があると考えます。

ここで、大西市長に質問です。

地下水保全のため、より着実に地下水涵養を進めるためにも、計画の提出のみならず、制度として、例えば事業者に対し実績報告の義務づけなどの対応はお考えでしょうか。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 半導体関連産業等の進出に伴いまして、今後地下水採取量が増加いたしますことから、本市においては、白川中流域水田湛水事業の湛水期間の延長や台地部における冬期湛水事業の面積拡大等の水量保全対策に熊本県をはじめ関係機関と連携し、取り組んでまいりました。

また、熊本市地下水保全条例におきまして、開発行為を行う者に対し、雨水の地下浸透を促進するため、面積にかかわらず雨水浸透施設の設置を義務づけるなど開発に伴う地下水涵養対策を実施してまいっております。

議員御提案の地下水涵養に関する計画書の提出及び実績報告の義務づけ等につきましては、現在新たな地下水涵養対策の手法を含む課題の整理等を行っております、その中で検討してまいります。

〔5番 菊地渚沙議員 登壇〕

○菊地渚沙議員 御答弁ありがとうございます。

TSMCのような大規模な開発でなくても、これからますます半導体関連企業などのミニ開発事業者の参入が見込まれていくことが予想されています。しかし、市民の間では、熊本の地下水は本当に守れるのか不安や心配の声が高まっています。

今月19日に、木村熊本県知事は、県が誘致を目指しているTSMC第3工場について、半導体集積拠点としての熊本の地位を高め、誘致につなげる戦略を実行していきたいと前向きな発言をされています。熊本の経済発展は喜ばしいことですが、一方で地下水や環境保全の視点から見ますと、経済優先になり過ぎているのではと心配に感じる市民も少なくありません。

今回の地域経済牽引事業は、立地する企業に対して多くの支援措置が講じられ、県と市の補助を合わせると最大80億円の補助制度となっております。新規事業者は緑地面積と環境施設面積の割合が緩和されたとしても、補助金を享受するにふさわしい地下水と環境に十分に配慮したモデル事業であることが求められるのではないのでしょうか。世界に誇る熊本の地下水を未来につなぐため、事業者に対し、計画書の提出にとどまらず、実績報告を義務づけるなど県と連携していただき、地下水保全を制度としてしっかりと担保していただくようよろしくお願い申し上げます。

結びに一言、今日は、怪談話で有名な小泉八雲（パトリック・ラフカディオ・ハーン）氏の誕生日です。彼は、日本人より日本を愛した男と言われ、熊本で暮らした旧居は鶴屋の裏にございます。多くの神々の共存を認める神道や自然との共生を求める

日本の風土、文化こそ大切な存在であると主張した人物です。1894年、熊本での極東の将来というタイトルの講演の中で、日本の将来には自然との共生のシンプルライフの維持が必要だと述べています。目先の利益ではなく、未来に育むべきものは何か、今、熊本は問われていると私は感じております。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○寺本義勝議長 経済委員会の審査議案に関する質疑は終わりました。

以上で質疑は終わりました。

これより採決に移りますが、議第137号、請願第2号、以上2件については、別途討論の通告が提出されておりますので、これを後回しにし、その他の案件について採決いたします。

それではまず、議第138号、議第139号、議第141号、議第151号を除き一括して採決いたします。

関係委員会の決定は、議第140号、議第142号ないし議第150号、議第152号ないし議第174号、議第176号ないし議第186号は、いずれも「可決」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第138号、議第139号、議第141号、議第151号、以上4件を一括して採決いたします。

以上4件に対する関係委員会の決定は、議第138号、議第139号、議第151号は、いずれも「可決」、議第141号は「承認」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手多数。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

これより、議第137号「令和6年度熊本市一般会計補正予算」について討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第137号「令和6年度熊本市一般会計補正予算」について反対討論を行います。

まず、3月議会で市議会各会派が求めておりましたコミセン運営費の拡充分が4,897万5,000円予算化されました。問題点として指摘しておりました委託費における最低賃金を下回る人件費の積算が速やかに改善されたことは評価するものです。

しかし、以下述べてまいりますように、賛成できない問題点があります。

第1に、交通事業者のキャッシュレス決済機器の更新費などについては、まず早い段階で市民の意向をきちんと把握しなかったことで、市民が納得できる対応になっていません。熊本市は、昨年度2度のウェブアンケートを実施しましたが、市民の声が十分に把握されていませんでした。

一方、予算が示され、全国共通ICカードが使えなくなることが分かって以降に地元紙が行われましたアンケートには、市民の率直な意見が反映されておりました。この違いは、市がきちんと説明しないで一般論でアンケートしか行わなかったからです。民間であるバス事業者が主体であるために、市の説明や意見聴取が不足したことが議会でも附帯決議をつけるに至っていると思います。

2つ目に、公共交通の位置づけとそれに対する市の責任、役割の問題です。民間であるバス事業を取り巻く環境は厳しく、利用者の減少、経営悪化、サービスの低下という負のスパイラルに陥っています。しかし、高齢化や環境への配慮等を考えるならば、今後はマイカーなどから公共交通への切替えを進め、市民の移動手段として公共交通バス事業が主軸の役割を果たしていかなければなりません。

そのためには、事業者任せではなく、公が公共交通を実効性のある形でしっかりと支えていくことが求められます。利用者の減少、経営悪化につながるサービスの低下を招かないよう、このたびの決済システム更新に当たりましても市民の声を受け止め、市が必要な財政負担をしてでも現行制度を後退させないようにすべきです。予算決算委員会で指摘いたしましたように8億5,000万円が必要ですが、市役所建て替えの1%程度でできる金額です。公共交通の位置づけを抜本的に高める市の姿勢と予算の使い方が問われていると考えます。

第2に、本予算には、8つの施設の指定管理更新費用が提案されています。1か所を除く7つが公募施設ですが、同じ事業者が繰り返し独占的に指定管理となっています。また、3か所に同じ事業者が名を連ねています。公の施設の管理を民間に委ねること自体に問題があって、本来もうからないはずの公の施設の管理運営によって、一部の民間事業者が独占的に関わり、もうける仕組みが公の施設の管理にふさわしいでしょうか。

事業者のもうけの分、管理運営に係る費用は節約され、市民サービスの低下を招きかねないことや指定管理料のほとんどが人件費であることから、各施設に働く職員の処遇も問題となります。公契約条例がない状況下での指定管理者制度による民間委託は、指定管理者制度のランク別人件費単価表はあるものの、それに準じた雇用条件が確保されているのかチェックができず、公の施設がワーキングプアの温床になっていくという問題も抱えています。また、同一事業者の独占的な指定管理は、公募により競い合うということによりよいサービス提供につながっていくと説明されてきたこと、これにも反します。

しかし、逆に公募で事業者が度々替われば、そこに働く労働者の雇用が打ち切られ、不安定雇用に拍車をかけることとなります。さらには民間に任せることで事業の執行

に対するチェックも届かず、この点でもサービス向上にはつながりません。このように様々な矛盾を抱える指定管理者制度の更新には賛成できません。

第3に、国民健康保険会計で、個人番号等通知発送経費やオンライン資格確認機器導入など、マイナ保険証に関する補正が提案されています。しかし、保険証をなくし、マイナ保険証へ一本化することには大きな問題があります。

1つ目は、本来任意であるはずのマイナカード取得が強行に推進されることです。

2つ目には、寝たきり等で手続のために役所へ行くことのできない人や認知症等で申請の意思が確認できない人など、マイナカードの取得管理、利用が困難な人がいることです。全国保険医団体連合会の調査では、高齢者施設等の約8割以上が入所者の保険証を預かっています。これは定期受診や急変のときの際に、毎回離れたところにいる家族から保険証を持ってきてもらうのが困難ということでの対応です。

カードを扱えない人、暗証番号が覚えられない人が多数いる状況の中で、施設が入所者全員のカードや暗証番号を管理することは極めて困難で、個人情報管理の問題に加え、トラブルや事件のリスクも高いと指摘されています。さらには更新を忘れてしまえば無保険になります。

このようなマイナ保険証をめぐるトラブルの指摘を受け、政府は当分の間、資格確認書を発行するとしています。それで問題が解決するのか不確かであり、保険証を残してほしいというのが国民の圧倒的な世論です。また、強行なマイナ保険証推進の方針の下、全国保険医協会の調査では、およそ1割の医療機関がシステム導入に対応できないことを理由にやむなく閉院を決断、あるいは検討しているとのこと。政府の保険証廃止、マイナ保険証推進の方針は、地域医療を崩壊へと向かわせるものです。

今議会には、現行の保険証の存続を求める請願や陳情も提出されています。そういう中で、国の方針どおりにマイナ保険証を推進していく予算には賛成できません。現行の保険証は残すべきであることを指摘しておきます。

また、公文書館整備事業では、基本実施設計予算が債務負担行為を含めて1億1,680万円計上され、懸案事項でありました公文書等の適切な収集、保存、公開等の利活用が進められていくことはよいことだと思います。

しかし、予算決算委員会でも申しましたように、建設地の地理的条件には問題があり、手放しで喜べるものではありません。公文書館の持つ位置づけ、役割を検討しつつも場所選定の出発点におけるボタンの掛け違いを抱えたままの整備事業スタートとなったことが原因であり、残念です。市民の意見を十分聞きながら進めていくという点が抜けていたこともあると思います。

今後の整備運用に当たっては、市民の声を聞いて行政、市民が一体となって考え、その克服のための特段の取組が必要です。総事業費40億円の大事業であり、市民共有の知的財産の拠点施設として市民に親しまれ、主体的に利用される施設としての整備運用に努めていかれるようお願いをしておきます。

最後に、止まらない物価高の中で厳しい市民生活が続いています。今月は、値上げされた国民健康保険料の支払いを求める納付書が国保世帯に届いています。1世帯平均5,000円、総額7億3,000万円の国保料値上げによる負担増が市民生活にさらなる痛みを押しつけております。

今議会には、国民健康保険料や介護保険料の負担軽減を求める陳情や最低賃金の引き上げ、中小企業への支援拡充を求めての陳情など、暮らしを守ってほしいという市民の切実な訴えも届けられています。こうした市民の願いを受け止め、暮らしの困難を解決することこそ住民福祉の向上に努めるべき自治体の役割のはずです。

しかし、今議会で大きな話題となりました市役所建て替えの問題では、総事業費が629億円プラスアルファに膨れ上がっていることが報告され、市民が建て替えそのものに納得していないのに、建設地はN T T桜町、中央区役所は分棟にするとの表明までなされました。

6月21日には、市役所の正面玄関の前で100人を超える人たちが市民の声を聞かずに建て替えはしないでくださいと訴えておられました。市職員の方からも、建て替え根拠の耐震性の分科会答申が不正な形でつくられているとの内部通報も議会に届けられ、市役所建て替えには、あちからもこっちからも疑問や反対の声がひっきりなしです。こんな疑問だらけの事業には莫大な税金をつぎ込む一方で、市民生活を顧みない市長の姿勢が問われていると思います。

高過ぎる国民健康保険料の引き下げ、介護保険の負担軽減、学校給食無償化やこども医療費の完全無料化、そして陳情が出されております高齢者の補聴器購入やエアコン購入等への助成や、老朽化した市営住宅の建て替えなど、市民の暮らし、福祉、教育充実の願いにこそ応えるべきではないでしょうか。ゼネコンへの投資を最優先し、物価高に苦しむ市民生活への支援が全く見られない冷たい補正予算の提案となっていることは、市長の根本姿勢が間違っています。

市長におかれましては、市民の声を真摯に傾け、その苦難に寄り添う姿勢こそ大切にしていただきたいと切に願って、補正予算に対する反対討論といたします。

○寺本義勝議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本案に対する予算決算委員会の決定は、「可決」となっております。

予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手多数。

よって、本案は予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、請願第2号「現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書に関する請願」について討論を行います。

上田芳裕議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上田芳

裕議員。

〔48番 上田芳裕議員 登壇〕

○上田芳裕議員 市民連合の上田芳裕でございます。

今議会に提出されております請願第2号「現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書に関する請願」に対し、請願紹介議員を代表し、賛成討論いたします。

マイナ保険証とは、健康保険証の情報をマイナンバーカードにひもづけし、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう一体化する制度として、2021年10月に本格的な運用が開始されたものでございます。昨年、2023年4月からは、全ての医療機関、薬局でマイナ保険証を利用するためのオンライン資格確認システムの導入が義務化されるなど、マイナ保険証の普及が進められております。

マイナ保険証については、1つ、医療機関の受付が自動化、スムーズになること。

2つ、自分の診療情報をオンラインで確認できること。

3つ、窓口での一時的な限度額以上の支払いが不要となること。

4つ、就職、転職、引っ越しによる保険証の更新が不要となること。

5つ、医療費控除の確定申告が自動化するなどのメリットがあり、被保険者や医療機関等にとっても有益かつ効果的なものであり、私もその進展への期待を持つものであります。

しかしながら、本年12月2日から現行健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化するとの政府方針に対して、取組が拙速に進められており、被保険者であります国民や医療機関など密接に関係する方々へ真の理解ある取組が進められていないとの問題点を3点指摘するものでございます。

1点目は、マイナ保険証の登録数が伸び悩む中、特に注目すべきはマイナ保険証の利用件数率の低迷が続いている点でございます。本年4月時点でのマイナ保険証の登録者数は7,255万人、全人口の57.9%と決して高いものではなく、マイナ保険証の利用の現状に至っては、本年5月で1,425万人、利用率は7.73%であり、令和5年1月からの経過を見ても利用率が毎月一桁台と異常な低迷が続いております。マイナ保険証の登録率57.9%と比較しても、国民利用はかなり少ない現状であり、本年12月2日に現行健康保険証廃止に至る経過として、あまりに拙速で時期尚早な制度移行と言わざるを得ない政府ごり押しの取組となっております。

今回の制度移行では、本年12月以降、最大1年間は現行保険証を利用できる経過措置や保険者による資格確認書の発行はされるようではありますが、最大1年間の経過措置は保険証の有効期間が切れれば使えなくなり、利用する被保険者や保険者によっては、12月の現行制度廃止直後から経過措置がなくなる人も生じてくることとなります。

今から半年という短期間で、デジタル庁は本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として総力を挙げて取り組むこととされておりますが、マイナ保険証の利用率が低いまま現行保険証の廃止となれば、医療現場が大混乱に陥るのは必至で

あります。12月までの期限に向け、各医療機関や保険者の皆さんが想像以上に窓口対応としての制度説明や登録作業に翻弄され、本来の医療業務等への悪影響やさらなるシステムひもづけ誤りなどの新たな問題も生じかねないと大変危惧するところです。

問題の2点目は、マイナ保険証利用に必要なオンライン資格確認システムの導入が完了されておらず、本年12月までに導入完了となるのか、大きな疑問がある点であります。

昨年の4月から医療機関、薬局でのオンライン資格確認システム導入が義務化され、1年以上が経過しております。しかし、厚生労働省が今年4月28日に公表したマイナ保険証の利活用に対応できている医療機関は、全国で22万9,751施設中、90.3%の20万7,542施設であり、2万2,000を超える施設はマイナ保険証での対応ができない状況が続いております。

内訳からは、病院といった規模の大きい施設よりも、クリニック等の医科診療所と歯科診療所といった小規模施設の導入が遅れているようであります。医療機関等へのシステム端末導入の経緯では、費用負担やデジタル対応といった面で負担に耐えかね閉院を余儀なくされたケースがあるなど、相当な負担を医療機関に与えていることも指摘せざるを得ません。

本年12月まで各医療機関等では導入加速が取り込まれることと思いますが、稼働面、費用面といった負担も生じることとなります。あまりに拙速な制度移行により、被保険者である国民が受診をしても、マイナ保険証が使える環境でないという弊害はなくすべきであり、システム端末等の導入完了が図られるまで現行保険証を存続すべきと考えます。

問題点の3点目は、マイナンバー制度に対する国民の根強い不満や不信が存在しているにもかかわらず、政府デジタル庁は、かたくなにマイナ保険証一本化という方針を推し進めている点でございます。

マイナ保険証のシステム導入が義務化された昨年、2023年4月直後から、マイナンバーのひもづけ誤りといった事案が多発し、実に7,372件のひもづけ誤りが発覚するなど、国民の医療制度への信頼の根幹をも揺るがしかねない問題が起きました。

この問題を背景にマイナンバーカードに対し、セキュリティ面で不安がある、トラブルに巻き込まれるのは嫌だとのことで、マイナンバーカードの自主返納も増加した経緯もあります。こういうことが現在のマイナ保険証の登録や利用件数率の低迷につながっているとも考えます。

デジタル庁では、マイナンバーのひもづけ誤りの原因究明と総点検が実施され、ひもづけ誤りが生じない仕組みを確保したと言っているようですが、本年4月には新たに545件の誤登録が発覚し、依然としてトラブルが続いていると全国保険医団体連合会が指摘し、とんでもない欠陥システムとも批判されております。

こうした状況の中、今年1月の共同通信の報道では、マイナ保険証について、全国27都道府県の110の議会が対策を求める意見書を可決し、現行保険証の廃止延期や存

続を要請しているとも報じております。

被保険者である市民、国民のニーズに対し、安心できる利便性ある医療制度となるのか。また、国民皆保険を誇る日本の医療制度を支える仕組みとなり得るのか、一旦立ち止まって一定の猶予期間、助走期間といったものが必要であると強く考えるところでございます。

賛成討論の最後に、高速道路等で利用されているETCカードと現金払いゲートの継続について触れたいというふうに思います。ETCカードは、全国の高速道路網などで利用され、もう相当な期間が経過しておりますが、現在でも現金払いのゲートとの併用利用が行われております。このことは、高速道路を運営するネクソ各社の経営改善には大きなリスクであるにもかかわらず、高速道路利用の支払い方法については、利用状況の推移やニーズへの対応なしに進められないとの経営努力以上の取組があると考えております。

今回の現行保険証を廃止し、マイナ保険証へ一本化するということは、利用状況の推移やニーズへの対応をしっかりと視野に入れ、慣れ親しんだ現行の健康保険証を一定期間存続し、被保険者である国民と医療関係機関等の理解の中、これならばみんなの制度として納得するといった世論形成を大前提に進められていくことが求められると考えます。

どうか議場の皆様方に対しましては、請願者の思いと申しました問題点などを御精査いただき、現行保険証の当面の存続を求める意見書を国関係機関へ提出すべき請願について御賛同いただきますようお願い申し上げます。賛成討論とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○寺本義勝議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本件に対する厚生委員会の決定は、「不採択」となっております。

よって、原案について採決いたします。

請願第2号を「採択」することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手少数。

よって、本件は「不採択」と決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第51、「議第175号 訴えの提起について」に対する継続審査の件を議題といたします。

本件に対する都市整備委員長よりの継続審査要求書は、お手元に配付いたしておきました。

それではお諮りいたします。

都市整備委員長の要求のとおり、継続審査を認めることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立多数。

よって、本件は継続審査を認めることに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第52、議第188号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第188号

令和6年6月27日提出

監査委員の選任同意について
熊本市監査委員に次の者を選任したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

高島剛一

○寺本義勝議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第188号「監査委員の選任同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、現監査委員の高島剛一氏が本年9月7日をもって任期満了となりますことに伴い、再び同氏を本市監査委員に選任しようとするものであります。

高島氏は、昭和30年の生まれで、慶応義塾大学法学部を卒業後、平成元年に東京地方検察庁検事として任官されました。その後、平成10年に弁護士となられ、以来、熊本県弁護士会会長、日本弁護士連合会常務理事として活躍されました。平成28年9月からは本市監査委員として御尽力いただいております。

高島氏は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を求められる監査委員として適任であると考え、選任同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第53、議第189号「固定資産評価員の選任同意について」

を議題といたします。

〔議題となった案件〕

議第189号

令和6年6月27日提出

固定資産評価員の選任同意について
熊本市固定資産評価員に次の者を選任したいので同意を求める。

熊本市長 大西一史

佐藤博義

○寺本義勝議長 市長の提案理由の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました議第189号「固定資産評価員の選任同意について」の提案理由を申し上げます。

本件は、現固定資産評価委員、真辺博行氏の後任として、佐藤博義氏を新たに本市固定資産評価委員に選任しようとするものであります。

佐藤氏は、昭和44年の生まれで、九州大学法学部を卒業後、本市に入庁され、以来、健康福祉政策課副課長、法制課長などの要職を歴任されました。本年4月からは財政局税務部長の任に当たられており、その職務との関連上、同氏を固定資産評価委員として選任することが適当であると考え、選任同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長 市長の提案理由の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は「同意」することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第54、日程第55、いずれも「人権擁護委員候補者の推薦について」を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

諮第1号

令和6年6月27日提出

人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大西一史

林 信 代

諮第2号

令和6年6月27日提出

人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

北 岡 忠 勇

○寺本義勝議長 市長の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました諮第1号及び諮第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案理由を申し上げます。

本件は、これまで人権擁護委員をお務めいただきました2人の委員の後任として、新たに林信代氏並びに北岡忠勇氏をそれぞれ人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

林氏は、昭和33年の生まれで、熊本県立公衆衛生看護学院を卒業され、熊本市役所において保健師として勤務されました。現在は、民生委員・児童委員として活躍されております。

北岡氏は、昭和48年の生まれで、熊本県立熊本西高等学校を卒業されました。現在は、土地家屋調査士法人アシスト調査測量を開設され、熊本県土地家屋調査士会副会長として活躍されているほか、熊本市青少年指導員をお務めいただいております。

これらの2人の方々は、いずれも広く社会の実情に通じておられ、人格、識見ともに人権相談を通して市民の権利を守る人権擁護委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いする次第であります。

○寺本義勝議長 市長の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上2件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、以上2件に対しては、それぞれ「異議がない」旨答申することに決定いたしました。

○寺本義勝議長 次に、日程第56ないし日程第59を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第4号

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月27日提出

熊本市議会議員	大	石	浩	文
同	山	本	浩	之
同	坂	田	誠	二
同	田	中	敦	朗
同	齊	藤		博
同	村	上		麿
同	満	永	寿	博
同	澤	田	昌	作
同	平	江		透
同	西	岡	誠	也
同	上	田	芳	裕
同	井	本	正	広
同	浜	田	大	介

熊本市議会議長 寺 本 義 勝 様

意 見 書 （案）

消費者被害・トラブルから国民生活を守り、地方消費者行政を安定的に推進させるため、必要な財源措置等を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

消費者被害・トラブル等は、令和4年1年間で約6.5兆円まで膨らみ、この課題解消策は喫緊の問題となっています。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制の確保等、地方消費行政の強化が重要です。

しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する国の交付金の予算額は消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているのが現状です。特に、交付金の活用等に制限が定められており、令和6年度末、令和7年度末に消費生活相談員の人件費に活用できる交付金の活用期限の終期を迎えれば、消費生活相談員の配置ができなくなるなど、地方消費者行政の後退につながり、ひいては、国民の安全・安心な生活が脅かされるおそれがあります。

それゆえ、地方支局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、これからも地方公共団体が主体となって担うことが不可欠であり、

消費生活相談の最前線で対応をしている消費生活相談員が安定的に業務を継続できる処遇等の改善が必須であるとともに、それに係る制度設計と消費生活相談のDXにかかる予算措置が必要です。

よって、国及び政府におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

1 国において、地方公共団体の置かれている状況を鑑み、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。

2 消費生活相談員の人件費に活用できる新たな交付金の創設等について検討を進め、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計と必要な予算措置をすること。

3 国が進めるDXに係る予算も国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

衆議院議長	宛（各通）
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
消費者及び食品安全担当大臣	

発議第5号

地方財政の充実・強化に関する意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月27日提出

熊本市議会議員	大石浩文
同	山本浩之
同	坂田誠二
同	田中敦朗
同	齊藤博
同	村上磨
同	満永寿博
同	澤田昌作

同	平 江 透
同	西 岡 誠 也
同	上 田 芳 裕
同	井 本 正 広
同	浜 田 大 介

熊本市議会議長 寺 本 義 勝 様

意 見 書 （案）

地方財政の充実・強化を図るため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や頻発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は慢性的に不足しており、職場における職員の疲弊は大きな問題となっています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、一般財源の水準について、2021年度地方財政計画の水準を2024年度まで実質的に確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要及び不足する人員を鑑みれば、今後は、より積極的な財源確保が求められます。

よって、政府におかれては、2025年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、国全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現されるよう、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

1 社会保障の充実、地域活性化、DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費の負担感を増大させていることから、引き続き、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けて国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこ

と。

4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5 「地方創生推進費（旧：まち・ひと・しごと創生事業費）」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから見直しを行うこと。

6 会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超える自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を見直すこと。

8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と移行の影響を受けるシステムの改修経費を含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DXに伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通において、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議長 名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済財政政策担当大臣 } 宛（各通）

発議第6号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める
意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月27日提出

熊本市議会議員	大	石	浩	文
同		山	本	浩之
同		坂	田	誠二
同		田	中	敦朗
同		齊	藤	博
同		村	上	磨
同		満	永	寿博
同		澤	田	昌作
同		平	江	透
同		西	岡	誠也
同		上	田	芳裕
同		井	本	正広
同		浜	田	大介

熊本市議会議長 寺本義勝様

意見書（案）

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築のため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理由）

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちは、いつでもどこでも情報を入手したり、発信したりすることができるようになっています。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通していますが、その中には、事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要であります。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信されたことによって、現場は大変混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったというケースも多々あったと聞いています。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていました。

いつどこで発生するか分からない災害に対して、特に発災直後は情報が大変混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできません。そ

の活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題であります。

よって、政府におかれては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制を構築するため、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンを活用し、災害時に国と地方自治体がリアルタイムで情報を共有できる体制を整備すること。
- 3 適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
デジタル大臣

} 宛（各通）

発議第7号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書について
熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月27日提出

熊本市議会議員	大石浩文
同	山本浩之
同	坂田誠二
同	田中敦朗
同	齊藤博
同	村上磨
同	満永寿博
同	澤田昌作
同	平江透
同	西岡誠也
同	上田芳裕

同 井本正広

同 浜田大介

熊本市議会議長 寺本義勝様

意見書（案）

高齢化の更なる進展を踏まえ、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進するため、必要な支援を行われるよう要望いたします。

（理由）

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加しています。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されます。

この難聴対策として補聴器が知られていますが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」です。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきました。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンや補聴器が開発されました。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装着そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となっています。

よって、政府におかれては、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、下記のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を実施されるよう強く要望いたします。

記

1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えること。

2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

3 関係する福祉機関等との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議長 名

内閣総理大臣 }
厚生労働大臣 } 宛（各通）

孤独・孤立対策担当大臣

○寺本義勝議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上4件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○寺本義勝議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも「可決」されました。

○寺本義勝議長 次に、日程第60、発議第8号「企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第8号

企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和6年6月27日提出

熊本市議会議員 西岡誠也

同 村上博

同 上田芳裕

同 田上辰也

同 山内勝志

同 吉村健治

同 島津哲也

同 上野美恵子

熊本市議会議長 寺本義勝様

意見書（案）

企業・団体献金を全面禁止するとともに、企業・団体によるパーティー券購入を禁じる法整備を進められるよう要望いたします。

（理由）

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題は、政治資金規正法違反の疑いによって現職の国会議員が逮捕されるなど、国民の中に不信や憤りが広がる重大な問題となっています。議員個人への企業・団体献金が禁止されているにもかかわらず、企業や団体によるパーティー券の購入が可能となっていることが、事実上の企業・団体献金の抜け道となっています。

そもそも、営利を目的とする企業が政党や政治家に対して資金を提供することは、金による影響力の行使であり、「カネ」の力で政治をゆがめるもので

す。このようなことは、絶対にあってはなりません。同時に、徹底した真相解明と制度改革がなければ、国民からの信頼を回復することはできません。

政党は、国民の中で活動し、国民の支持を得て、国民一人一人から資金を集め、活動を継続していく、これが民主政治の基本です。利害関係にある企業・団体からの資金に依存することは、政治の在り方をゆがめ、腐敗政治を作り出す温床となります。

よって、国及び政府におかれては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するため、企業・団体献金を全面禁止するとともに、政治資金パーティー収入も寄付とみなすことにより、企業・団体によるパーティー券購入を全面的に禁じる法整備を進められるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

衆 議 院 議 長	} 宛（各通）
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
法 務 大 臣	

○寺本義勝議長 別に質疑の通告がありませんので、これより討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

発議第8号「企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書について」、ぜひ皆様に御賛同いただきたく、賛成討論を行います。

新聞赤旗日曜版が一昨年秋にスクープし、関西学院大学の上脇教授が告発した自民党のパーティー券収入による裏金事件は、現職の国会議員がその責任を問われる刑事事件にまで発展しました。

政権与党である自民党の主要派閥が政治資金パーティーを通じて組織的に大規模に長期間に収支報告書の不記載、虚偽記載という政治資金規正法違反の犯罪行為を行っていたことは、絶対に許されるものではありません。

先週21日に閉会した第213通常国会でも、この金権腐敗は大きな問題となりました。国会という公の場で自民党裏金事件の全容を解明し、事件の真相を国民に対し知らせる責任があったはずの自民党国会議員は、真相解明に背を向け、政治倫理審査会では、衆議院で申し立てられた44人、参議院でも規定17条に基づき出席と説明を求められた29人の誰一人応じませんでした。

一方、東京地裁での安部派会計責任者だった松本淳一郎被告の証言で、安部派幹部議員の弁明が虚偽だった疑いが強まっています。このような状況で真相が明らかにされないまま、この問題の幕引きを図ることはできません。

このたび通常国会で成立した改正政治資金規正法は、一番肝腎な企業・団体献金の禁止がすっぽり抜け落ちており、圧倒的な国民が納得していないのも当然のことです。自民党裏金事件は、企業にパーティー券を買ってもらった見返りとして政治がゆがめられていたのではないかと。派閥ぐるみでつくった裏金で不正な選挙買収が行われていたのではないかとという疑惑につながっています。

裏金の原資は紛れもなく企業・団体献金であり、国民が抱えている疑念の払拭と金権腐敗の根絶には、パーティー券購入も含めた企業・団体献金の全面禁止が必要です。そのことなしには再発防止はできません。そもそも企業・団体献金が政治腐敗事件の温床になっていることは動かさない事実です。とりわけ企業の政治献金は本質的に政治を買収する賄賂で、政府の政策に影響を与えている例は枚挙にいとまがありません。

政治献金とは、本来主権者である国民が政治参加の権利行使の重要な手段として行うべきものです。自ら支持する政党に寄附することは、主権者として政治に参加する権利そのものです。憲法第15条では、国民固有の権利として参政権を規定しています。選挙権を持たない企業が献金をすることは、国民主権と相入れず、国民の参政権を侵害するものです。この点でも企業・団体献金は禁止しなければなりません。

このたびの政治資金規正法改定では、歴代自民党幹事長が受け取り、使途を明らかにしてこなかった政策活動費を法律に書き込んでお墨つきを与え、使途の公開は10年後という改悪まで盛り込まれ、さらに党の役員でなくとも国会議員候補者であれば、政党からの支出を受け、10年間使途を明らかにしなくてもよいということまでなっています。

これは、政治資金の非公開をさらに広げるものです。10年後の公開では、有権者が前回投票した政党政治家について適切に判断することができないという重大な問題を生んでしまいます。政治資金収支報告書の要旨の作成、公表義務規定の削除もまた国民による監視を大きく後退させるものです。収支報告書そのものが3年で削除され、要旨が公表されなくなれば、政治資金の実態を過去に遡って確認することができません。そのことは過去に遡って汚職事件を追及することができなくなるということです。

今回の政治資金規正法改定は、自民党のパーティー券による裏金事件をただし、再発防止へとつなげるためのものだったはずですが、るる述べましたように、逆に過去に遡って金権腐敗に蓋をするものとなってしまっているのは、本末転倒だと言わなければなりません。

今月22日、23日の2日間で行われた毎日新聞の世論調査では、改正政治資金規正法が裏金事件の再発防止につながるかの問いに、「思わない」の回答が80%、企業・団体献金の禁止について「国会で議論を続けるべき」が7割に上っています。国民の圧倒的多数が企業・団体献金の禁止を求めています。

1990年代、リクルート事件をはじめ相次ぐ金権腐敗政治に国民の厳しい批判が向けられた時期にも、企業・団体献金禁止は政治改革の争点となりました。それがなぜ30年間放置されてきたのか。改めて今、長年続いてきた政治のゆがみをただし、国民主権を貫くため、企業・団体献金を全面的に禁止し、抜け穴を完全に塞ぐことが求められていることを指摘いたします。

政治資金規正法は、政治資金の収支を国民の不断の監視と批判の下に置くことによって、政治活動の健全な発達に寄与することを目的としています。その趣旨が十分に発揮できるようにしていくためにも、熊本市議会として、金権腐敗政治をただす立場を明確にし、主権者である国民が政治参加の権利を正しく行使できるよう、本意見書に対し議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、企業・団体献金の全面禁止の法整備を求める意見書についての賛成討論といたします。よろしくようお願いいたします。

○寺本義勝議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○寺本義勝議長 起立及び挙手少数。

よって、本案は「否決」されました。

○寺本義勝議長 以上で第2回定例会の議事は全部終了いたしました。

○寺本義勝議長 では、これもちまして第2回定例会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和6年6月27日

出席議員 46名

1番	寺本義勝	2番	大畠澄雄
3番	村上 磨	4番	瀬尾誠一
5番	菊地渚沙	6番	山中惣一郎
7番	井坂隆寛	8番	木庭功二
9番	村上誠也	10番	古川智子
11番	荒川慎太郎	12番	松本幸隆
13番	中川栄一	14番	松川善範
15番	筑紫るみ子	17番	島津哲也
18番	吉田健一	19番	齊藤博
20番	田島幸治	21番	日隈忍
22番	山本浩之	23番	北川哉
24番	平江透	25番	吉村健治
26番	山内勝志	27番	伊藤和仁
28番	高瀬千鶴子	29番	小佐井賀瑞宜
30番	田中敦朗	31番	高本一臣
32番	西岡誠也	33番	田上辰也
34番	三森至加	35番	浜田大介
36番	井本正広	37番	大石浩文
38番	田中誠一	39番	坂田誠二
40番	落水清弘	41番	紫垣正仁
43番	澤田昌作	44番	満永寿博
45番	藤山英美	47番	上野美恵子
48番	上田芳裕	49番	村上博

欠席議員 1名

16番 井芹栄次

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	三 島 健 一
総 務 局 長	津 田 善 幸	財 政 局 長	原 口 誠 二
文化市民局長	早 野 貴 志	健康福祉局長	林 将 孝
こども局長	木 櫛 謙 治	環 境 局 長	村 上 慎 一
経済観光局長	村 上 和 美	農 水 局 長	金 山 武 史
都市建設局長	秋 山 義 典	消 防 局 長	平 井 司 朗
交通事業管理者	井 芹 和 哉	上下水道事業者 管 理 者	田 中 俊 実
教 育 長	遠 藤 洋 路	中 央 区 長	土 屋 裕 樹
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	石 坂 強
南 区 長	本 田 正 文	北 区 長	吉 住 和 征

職務のため出席した議会局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	岡 島 和 彦